

修正後の農林漁業成長産業化ファンドのスキーム

機構の目的の追加 (農林漁業者の経営の安定向上、地域との調和への配慮、農林漁業者の所得の確保及び農山漁村における雇用機会の創出、農林漁業者の主体性、農山漁村における再生可能エネルギーの開発、供給又は需要の開拓)

農林漁業者の主体性の確保 (対象事業者は六次産業化法の認定を受けたものであることを要する旨等を明記)

サブファンドの位置付けの明確化 (対象事業者と対象事業活動支援団体を書き分け)

農林漁業成長産業化委員会によるサブファンドに対する指導・勧告等の決定

支援基準の明確化、支援基準の配慮事項等の追加、支援基準策定の際の農林漁業者等の意見を反映させるために必要な措置

サブファンドに対する農林水産大臣による報告徴収・立入検査等、農林漁業成長産業化委員会による支援対象者の事業活動状況の評価

